

## 訪問看護医療 DX 情報活用加算

医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得及び活用して訪問看護を行った場合に算定するものです。

算定額は以下の通りです。

訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円/月

これに関する施設基準は以下の通りです。

- (1) 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
- (2) 健康保険法第 3 条第 13 項の規定による電子資格確認を行う体制を有していること。
- (3) 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
- (4) (3) の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。

(資格情報の提供について) 資格情報の提供は患者様及び代理人の同意に基づいて行われます。同意無しにオンライン資格確認を行うことはございません。医療 DX を通じた質の高い医療の提供にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2025.5

訪問看護ステーションわかばイースト